

地域経済ウォッチング

いわき民報 2011年10月6日(木曜日)

要援護者の地域支援—いわき市における大震災への対応と課題—

—甚大な被害に実施困難な状況に陥った市防災計画—

行政システムの強化と地域コミュニティの確立を求める

東日本国際大学福祉環境学部准教授/地域経済・福祉研究所副所長

今野 久寿

3月11日に発生した東日本大震災では、家屋の倒壊、流出など甚大な被害をもたらした。市内では309人が亡くなった。内訳は男性が122名、女性が173名、性別不明者が1名で、そのうち65歳以上の高齢者が男性73名、女性が118名、6歳未満の乳幼児が9名で全体の67.6パーセントを占めており、高齢者と乳幼児の犠牲者が多くなっている。これは短時間の間に津波が押し寄せたため津波や避難の情報伝達、避難支援の遅れや、高齢等で迅速に避難行動がとれないなどにより犠牲が多くなったものと思われる。

いわき市では、介護保険要介護認定3・4・5認定者、65歳以上の単身高齢者(65歳以上の高齢者のみの世帯を含む)、重度身体障害者等を対象に「災害時要援護者避難支援事業」を実施し、登録者名簿を作成しており、災害発生時には、避難支援員、民生児童委員等の協力により避難支援を行うことになっている。しかし、大震災では民生児童委員も多数が被災し、原発事故も重なり特に被害の大きかった沿岸部の要援護者の支援が困難な状況に陥ってしまった。また、ひとり暮らし高齢者及び在宅の身体障害者等に、緊急通報装置を貸与し緊急時に迅速かつ適切な対応をとることができるよう緊急通報システム事業を実施していたが、緊急通報受信装置の損壊により機能しなかった。

避難所は8月20日で二次避難所が閉鎖になった。市では災害時に被災者が生活する拠点となる二次避難所を学校体育館、公民館等の屋内施設283箇所の指定をしていたが、多くの市民が緊急に避難する必要性から指定されていないお寺、幼稚園、高齢者施設、団体施設等にも避難した。避難者が最も多かったのは3月12日で、127か所、19,813名であった。

避難者は雇用促進住宅、民間借り上げアパート、仮設住宅等へ移ったが、避難所開設当初は、学校の体育館や公民館等に多くの避難者が殺到し、狭い空間での生活、寒さ、断水によるトイレ、入浴の問題、風評被害による救援物資不足による食事の問題等が発生し避難所の生活環境は厳しいものがあった。そのため、スーパー、コンビニの再開、断水の解消と共に若年層が避難所を退去し、高齢者や病人等が残された。避難所においては、要介護高齢者、病人、障害者等の対応には医療チームの巡回診療、一般職員、保健師、地域包括支援センター職員等が当たったが十分に対応できず、やむなく自宅に戻った人、他の避難所に移動した人や症状悪化で入院した人もいた。

市防災計画では、避難所で生活する災害時要援護者に対しては、災害時要援護者に考慮した部屋割り、障害者対応のトイレやスロープの設置（バリアフリー化）、医薬品や補装具、生活必需品等の優先支給等や仮設住宅への優先入居や老人福祉センター等の施設について福祉避難所として指定する等の規定があるが、実施が困難な状態であった。

今回の大震災では、被災した高齢者、障害者、妊婦等を対象にした「福祉避難所」が岩手、宮城県内で約40か所開設されている。国は1995年の阪神大震災で、避難所生活を強いられた高齢者等が疲労、ストレス、持病の悪化などで体調を崩す人が続出し、災害関連死も多数発生したことから1997年に導入し、事前に福祉施設などと協定を結び福祉避難所に指定しておくよう求めている。

避難所に避難できず近隣や親族等の支援を受けられなかった要援護者も多く、断水、ス

ーパー、コンビニの一時閉店等により生活維持困難に陥り、市に支援を求めてきた要援護者に対しては、保健師、地域包括支援センター職員の訪問や民生委員、区長やボランティアの協力を得て公民館を拠点として食糧配布が実施された。

今回の大震災を通して見えてくるのは、避難所の運営において要援護者に配慮した支援の在り方、福祉避難所の開設の取り組み、行政による災害時要援護者避難支援事業、緊急通報システム事業等を始めとする要援護者対策の強化と地域コミュニティの中心である自治会、隣組等が主体となった日頃から近所付き合い、見守り等の確立による災害時における要援護者の安否確認、避難誘導支援実施等の課題である。